

【資料1-2】

第3期松戸市子ども総合計画 重点事業進捗管理表

基本理念	基本目標	基本施策	事業No.	事業名	事業概要	担当課名	目標項目	現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)	今年度(R0年度)		次年度(R△年度)
											目標に対する成果 (人数・回数・件数・建設数等)	実施内容	実施予定内容 (改善内容)
すべての子どもに「十人十色」の輝く未来を！													
基本目標1 子どもが権利の主体となり、常に子どもの最善の利益が尊重される													
基本施策1-1 こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させる													
	1	子どもモニター		こどもの意見や要望を市政に反映させるため、市長から「子どもモニター」として委嘱された小学6年生と中学2年生が、市の発展や課題・改善点をテーマにグループワークやフィールドワーク等を行い、その成果として市長への政策提言や「子ども新聞」の発行等を行います。	子ども政策課	子どもモニターの活動回数を維持するとともに、活動内容の充実を図ります。	15回/年	15回/年	15回/年				
	3	児童館・青少年プラザ等の運営への参画機会の充実		子どもたちが、児童館・青少年プラザ等の運営に参画できる機会を充実させ、子どもたちの意見を反映した事業を推進します。	子ども居場所課	子どもたちの意見を反映した取組を実施します。	3件/年	14件/年	16件/年				
	4	「松戸市子ども総合計画」の周知・啓発		「松戸市子ども総合計画」の子ども向け冊子「子ども版」を活用し、こどもの権利や市の子ども施策について、子どもや子育て当事者、地域等を対象に周知・啓発を行い、子どもや子育て当事者等から多様な意見を引き出すことで、本市の子ども施策の充実や改善等を図ります。	子ども政策課	「子ども版」を活用した子ども向けの講座やワークショップ等を企画・実施します。	－	4回/年	8回/年				
	5	子ども・子育て政策推進事業		本市の子育て支援に関する事業や施設等の利用を促進するとともに、子どもや子育て家庭を社会全体で応援するという気運を醸成するため、市内外の子育て当事者等を対象に、多様な手段を用いて効果的な情報発信を行います。また、こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させるため、「子どもモニター」や「子ども夢フォーラム」とも連携して、子どもが企画・立案から実施・運営にまで携わるイベント等を実施します。	子ども政策課	子どもを主体としたイベントや子どもと協働した取組等を企画・実施します。	－	イベントや取組等を継続的に実施	イベントや取組等を継続的に実施				
基本施策1-2 こどもの権利に関する地域の理解を促進する													
	4 再掲	「松戸市子ども総合計画」の周知・啓発		「松戸市子ども総合計画」の子ども向け冊子「子ども版」を活用し、こどもの権利や市の子ども施策について、子どもや子育て当事者、地域等を対象に周知・啓発を行い、子どもや子育て当事者等から多様な意見を引き出すことで、本市の子ども施策の充実や改善等を図ります。	子ども政策課	「子ども版」を活用した子ども向けの講座やワークショップ等を企画・実施します。	－	4回/年	8回/年				
基本目標2 子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てをすることができ、子どもが健やかに成長できる													
基本施策2-1 子どもや家庭に寄り添った相談支援や家事・育児支援を充実させる													
基本施策2-2 こどもの健やかな成長を支える保健・医療を提供する													
	29	産婦健康診査		産後うつや新生児虐待の予防等を図るため、出産後間もない産婦に対する健康診査を実施します。	子ども家庭センター母子保健担当室	産婦健康診査受診率の向上を目指します。	2週間健診48%、1か月健診85%	2週間健診55%、1か月健診90%	2週間健診55%、1か月健診90%以上				
	31	乳幼児健康診査		乳幼児の健康の保持増進を図るため、「乳児健康診査」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」「5歳児健康診査」を実施します。	子ども家庭センター母子保健担当室	就学後における発達障害等によるつまずきを軽減させるため、年中児からの早期支援を充実させます(5歳児健康診査)。	－	スクリーニング率90%以上	スクリーニング率90%以上				
基本施策2-3 妊娠・出産・子育てに関する経済的支援を充実させる													
	48	妊産婦向けタクシー利用料補助		妊娠36週以降から産後1か月までの産科・婦人科受診時及び子の1か月健診時のタクシー利用について、安全に安心して受診してもらうため、自宅から医療機関までのタクシー利用料の助成を行います。	子ども家庭センター母子保健担当室	必要な人への経済的支援を行います。	申請見込み数：800人	継続的に実施	継続的に実施				

第3期松戸市子ども総合計画 重点事業進捗管理表

基本 理念	基本 目標	基本 施策	事業 No.	事業名	事業概要	担当課名	目標項目	現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)	今年度(R0年度)		次年度(R△年度)
											目標に対する成果 (人数・回数・件数 ・建設数等)	実施内容	実施予定内容 (改善内容)
		基本施策2-4 子育て家庭のニーズに応じた情報提供を充実させる											
			5 再掲	子ども・子育て政策推進事業	本市の子育て支援に関する事業や施設等の利用を促進するとともに、こどもや子育て家庭を社会全体で応援するという気運を醸成するため、市内外の子育て当事者等を対象に、多様な手段を用いて効果的な情報発信を行います。また、こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させるため、「こどもモニター」や「子ども夢フォーラム」とも連携して、こどもが企画・立案から実施・運営にまで携わるイベント等を実施します。	子ども政策課	こどもを主体としたイベントやこどもと協働した取組等を企画・実施します。	ー	イベントや取組等を継続的に実施	イベントや取組等を継続的に実施			
			68	松戸市公式LINE	松戸市公式LINEアカウントにおいて、担当部署が実施する子育てに関するイベント情報等、市の情報を提供します。	広報広聴課	松戸市公式LINEアカウントにおいて、登録者に希望する情報を届けます。 松戸市公式LINEアカウントの登録者数を増やします。	子育て世帯を含む全世帯向けにアカウントをリニューアルしました。 登録者数：22,579人 (令和6年9月30日時点)	登録者数：60,000人	登録者数：87,500人			
基本目標3 乳幼児期からこどもが良質かつ適切な幼児教育・保育を受けることができる													
基本施策3ー1 安全安心で質の高い幼児教育・保育を提供する													
基本施策3ー2 多様な保育ニーズに応じた地域の子育て支援を充実させる													
基本施策3ー3 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進する													
基本目標4 生まれ育った環境に関係なく、こどもが自分の未来に夢や希望を抱くことができる													
基本施策4ー1 こどもの貧困に関する地域の理解や連携を促進する													
			95	子どもの未来応援講演会	こどもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援を広げるため、講演会等を開催します。	子ども未来応援課	こどもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援を広げるため、講演会等を開催します。	講演会の実施	講演会の実施	講演会の実施			
			96	「子どもの未来応援ノート(子どもの貧困早期発見・支援ガイド)」の活用推進	こどもの貧困に関する情報を集約したガイドブックを作成し、支援者等のこどもの貧困に対する知識及び意識の向上を図り、こどもの貧困の早期発見から早期支援につなげていきます。	子ども未来応援課	こどもの貧困に関する情報を集約したガイドブックを配布し、支援者等のこどもの貧困に対する知識及び意識の向上を図り、こどもの貧困の早期発見から早期支援につなげます。	ガイドブックの配布	ガイドブックの内容・配布先の検討・拡充	ガイドブックの内容・配布先の検討・拡充			
基本施策4ー2 低所得世帯やひとり親世帯のこどもへの教育支援を充実させる													
			99	子どもの学習支援事業	経済的に困窮する家庭(生活保護、児童扶養手当、就学援助等を受給している世帯等)の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	子ども未来応援課	ひとり親世帯等の経済的に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	子どもの学習支援事業の実施	子どもの学習支援事業の実施	子どもの学習支援事業の実施			
			100	受験生学力向上応援助成	子どもの学習支援事業を利用する中学3年生、高校3年生に対して、学習塾の費用を一部助成します。	子ども未来応援課	子どもの学習支援事業を利用する中学3年生、高校3年生に対して、学習塾の費用を一部助成します。	事業の実施	事業の実施	事業の実施			

第3期松戸市子ども総合計画 重点事業進捗管理表

基本 理念	基本 目標	基本 施策	事業 No.	事業名	事業概要	担当課名	目標項目	現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)	今年度(R0年度)		次年度(R△年度)
											目標に対する成果 (人数・回数・件数・建設数等)	実施内容	実施予定内容 (改善内容)
			基本施策4－3　ひとり親世帯等が抱える課題に応じた経済的支援を充実させる										
			106	養育費確保・親子交流に関する支援	離婚によって子どもが受ける心理的、経済的負担を最小限にとどめるため、離婚前後の保護者に対して養育費の継続的な確保のための保証契約や、公正証書作成にかかる費用の助成、適切な親子交流の実施を支援します。	子ども未来応援課	離婚によって子どもが受ける心理的、経済的負担を最小限にとどめるため、離婚前後の保護者に対して養育費の継続的な確保のための保証契約や、公正証書作成にかかる費用の助成、適切な親子交流の実施を支援します。	養育費確保・親子交流に関する支援の実施	養育費確保・親子交流に関する支援の実施	養育費確保・親子交流に関する支援の実施			
			基本施策4－4　生活の安定に向けた自立支援や就労支援を推進する										
			117	母子・父子自立支援プログラム策定業務	ひとり親家庭等の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、就職支援を実施します。	子ども未来応援課	ひとり親家庭等の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、就職支援を実施します。	母子・父子自立支援プログラム策定業務の実施	母子・父子自立支援プログラム策定業務の実施	母子・父子自立支援プログラム策定業務の実施			
			118	ひとり親家庭就労支援業務	ひとり親家庭の父・母及び寡婦に対し、就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	子ども未来応援課	ひとり親家庭の父・母及び寡婦に対し、就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	ひとり親家庭就労支援業務の実施	ひとり親家庭就労支援業務の実施	ひとり親家庭就労支援業務の実施			
			119	ひとり親家庭相談支援業務	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱える様々な問題に関する相談に母子・父子自立支援員が応じ、必要な支援を行います。	子ども未来応援課	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱える様々な問題に関する相談に母子・父子自立支援員が応じ、必要な支援を行います。	ひとり親家庭相談支援業務の実施	ひとり親家庭相談支援業務の実施	ひとり親家庭相談支援業務の実施			
			基本目標5　多様な遊びや体験等を通じて、子どもが自己肯定感や生きる力を得ることができる										
			基本施策5－1　子どもの遊びや体験活動の機会を確保・創出する										
			134	子どもの体験活動支援事業補助金	体験活動の機会が乏しい生活困窮層の子どもたちが参加できる体験イベント等を実施・支援し、子どもたちの将来の夢を培います。	子ども未来応援課	体験活動の機会が乏しい生活困窮層の子どもたちが参加できる体験イベント等を実施・支援し、子どもたちの将来の夢を培います。	子どもの体験活動支援事業補助金の実施	子どもの体験活動支援事業補助金の実施	子どもの体験活動支援事業補助金の実施			
			148	児童館・子ども館	子どもたちが放課後や休日に自由に遊び、多様な体験や交流ができ、乳幼児期から思春期までの子どもの成長を見守り、切れ目のない支援ができる場所を提供します。	子ども居場所課	児童館・子ども館を整備します。	6か所	8か所	9か所			
			基本施策5－2　子どもの体験や交流、生活の場となる居場所づくりを推進する										
			148 再掲	児童館・子ども館	子どもたちが放課後や休日に自由に遊び、多様な体験や交流ができ、乳幼児期から思春期までの子どもの成長を見守り、切れ目のない支援ができる場所を提供します。	子ども居場所課	児童館・子ども館を整備します。	6か所	8か所	9か所			
			156	中高生の居場所づくり	主に中高生世代の子どもが、一人でも友だち同士でも自由に利用でき、自主的な活動、体験、悩みの相談等を気軽にできる場所を提供します。	子ども居場所課	中高生の居場所を整備します。	5か所	6か所	7か所			
			3 再掲	児童館・青少年プラザ等の運営への参画機会の充実	子どもたちが、児童館・青少年プラザ等の運営に参画できる機会を充実させ、子どもたちの意見を反映した事業を推進します。	子ども居場所課	子どもたちの意見を反映した取組を実施します。	3件/年	14件/年	16件/年			

第3期松戸市子ども総合計画 重点事業進捗管理表

基本 理念	基本 目標	基本 施策	事業 No.	事業名	事業概要	担当課名	目標項目	現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)	今年度(R0年度)		次年度(R△年度)
											目標に対する成果 (人数・回数・件数・建設数等)	実施内容	実施予定内容 (改善内容)
			基本施策5－3　こどもや子育てにやさしいまちづくりを推進する										
			160	都市公園の整備	公園が不足している区域を中心に、多様な手法を活用して公園の適正な配置に努めます。	公園緑地課	公園整備ガイドラインを策定し、計画的に拠点を整備します。	公園整備ガイドライン策定(～令和7年度)	公園整備ガイドラインに基づき整備	公園整備ガイドラインに基づき整備			
			5 再掲	子ども・子育て政策推進事業	本市の子育て支援に関する事業や施設等の利用を促進するとともに、こどもや子育て家庭を社会全体で応援するという気運を醸成するため、市内外の子育て当事者等を対象に、多様な手段を用いて効果的な情報発信を行います。また、こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させるため、「こどもモニター」や「子ども夢フォーラム」とも連携して、こどもが企画・立案から実施・運営にまで携わるイベント等を実施します。	子ども政策課	こどもを主体としたイベントやこどもと協働した取組等を企画・実施します。	－	イベントや取組等を継続的に実施	イベントや取組等を継続的に実施			
基本目標6　虐待やいじめ、犯罪等から子どもを守り、こどもが安全に安心して暮らすことができる													
			基本施策6－1　児童虐待の予防・早期発見・早期対応を推進する										
			170	松戸市児童虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)	要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、松戸市児童虐待防止ネットワーク構成員の連携並びに専門性強化と、地域住民への周知を図る取組の充実を図ります。	こども家庭センター	① 専門職向けの研修会等を実施します。② 個別支援会議を実施します。	① 年4回以上 ② 160回	① 年4回以上 ② 160回	① 年4回以上 ② 160回			
			171	支援が必要な児童に対する自立支援	こどもの見守り体制強化と将来的な自立を促進するため、特に支援が必要な児童に対して、訪問による食事の提供等を通じた状況把握や自立支援相談を行うほか、基本的な生活習慣の習得支援、学習習慣定着等の支援を実施します。	こども家庭センター	こどもの自立支援事業の支援実施人数を増やします。	支援人数：20人(見込)	支援人数：30人	支援人数：30人			
			172	児童虐待防止の広報・啓発活動	虐待防止に関わる市民向け子育て講演会を実施します。また、こども家庭センターの連絡先を載せた「こども相談カード」を作成し、市内の小・中・高校のこどもに配布します。	こども家庭センター	虐待かもしれないと思った時に市や児童相談所に連絡できる人を増やします。	13.7%「松戸市子ども・子育てに関するアンケート調査(令和6年3月)」	－	増加を目指します。			
			29 再掲	産婦健康診査	産後うつや新生児虐待の予防等を図るため、出産後間もない産婦に対する健康診査を実施します。	こども家庭センター 母子保健担当室	産婦健康診査受診率の向上を目指します。	2週間健診48%、1か月健診85%	2週間健診55%、1か月健診90%	2週間健診55%、1か月健診90% 以上			

第3期松戸市子ども総合計画 重点事業進捗管理表

基本 理念	基本 目標	基本 施策	事業 No.	事業名	事業概要	担当課名	目標項目	現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)	今年度(R0年度)		次年度(R△年度)
											目標に対する成果 (人数・回数・件数 ・建設数等)	実施内容	実施予定内容 (改善内容)
			基本施策6-2 ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなぐ体制を強化する										
			173	ヤングケアラーの相談体制の強化	ヤングケアラーコーディネーターが学校、関係機関への周知啓発や連絡調整を行うことで、こどもや関係機関が相談しやすい体制を強化します。	こども家庭センター	ヤングケアラーに関する相談体制を強化します。	・ヤングケアラーコーディネーターの配置及びヤングケアラー専用ダイヤルの開設 ・課内研修及び関係機関への周知啓発を実施	ヤングケアラーに関する周知啓発のための研修の実施や関係機関との情報共有を図ります。	継続実施			
			174	ヤングケアラーに係る実態把握	こども自身の希望に沿った相談機関につなげるために、アンケートや相談レターを配布し市内ヤングケアラーの実態を把握します。	こども家庭センター	適切な支援につなぐため、ヤングケアラーを早期に発見します。	市内小学生(4年生から6年生)、市内中学生、市内高等学校在籍生、中高生の居場所等の利用者へヤングケアラー相談レターの配布を実施	学校等関係機関と連携し相談レターの配布及びアンケート調査を実施します。	継続実施			
			171 再掲	支援が必要な児童に対する自立支援	こどもの見守り体制強化と将来的な自立を促進するため、特に支援が必要な児童に対して、訪問による食事の提供等を通じた状況把握や自立支援相談を行うほか、基本的な生活習慣の習得支援、学習習慣定着等の支援を実施します。	こども家庭センター	こどもの自立支援事業の支援実施人数を増やします。	支援人数：20人(見込)	支援人数：30人	支援人数：30人			

第3期松戸市子ども総合計画 重点事業進捗管理表

基本理念	基本目標	基本施策	事業No.	事業名	事業概要	担当課名	目標項目	現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)	今年度(R0年度)		次年度(R△年度)
											目標に対する成果 (人数・回数・件数・建設数等)	実施内容	実施予定内容 (改善内容)
		基本施策6－3 いじめや不登校、差別や偏見に苦しむ子どもを支援する取組や体制を強化する											
		175	いじめ相談窓口(子どもSOS相談)	18歳以下の子どもが直面しているあらゆるいじめの問題に対応できるよう、心理士や社会福祉士などの専門の相談員が第三者の目線で話を伺い、心のケアや解決のサポートを行います。	子ども家庭センターいじめ相談担当室	いじめ相談の件数を増やします。	相談件数：54件(相談対象人口の1%)	相談件数：150件(相談対象人口の3%)	相談件数：250件(相談対象人口の5%)				
		176	いじめ相談・いじめ防止対策	児童生徒や保護者等からのいじめに関する相談体制を充実させるため、いじめ電話相談を運営します。また、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見に努めています。そして、令和7年4月からは、「松戸市いじめ防止基本方針」を策定、施行します。	児童生徒課	いじめに関する相談体制の充実。いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見に努めます。	いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための体制強化	いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための体制強化	いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための体制強化				
		177	学校教育相談業務(スクールソーシャルワーク事業)	スクールソーシャルワーカーが、地域の関係機関と連携しながら児童生徒の課題解決のため包括的にアプローチを行います。	児童生徒課	児童生徒が社会的自立を図れるよう、学校を基盤とした相談支援体制を強化します。	学校を基盤とした支援体制の強化	学校を基盤とした支援体制への検証・改善	学校を基盤とした支援体制への検証・改善				
		178	ふれあい学級	児童生徒に寄り添い、スモールステップでの体験学習や教科学習参加を経験しながら、将来的な社会的自立を目指します。独自の時間割があり、学習の他に小集団活動、栽培活動、表現活動、行事などを行います。	児童生徒課	不登校児童生徒の社会的自立を目標に、学習活動や集団活動を通して段階的な支援を充実させます。	個の実情に合った支援の実施・検証・改善	個の実情に合った支援の実施・検証・改善	個の実情に合った支援の実施・検証・改善				
		179	ほっとステーション	児童生徒に寄り添い、社会的自立に向けた支援を行います。個々に合わせた活動を行う児童生徒の居場所です。必要に応じてアウトリーチ支援を行います。	児童生徒課	不登校児童生徒の社会的自立を目標に、居場所の確保と様々な活動を通して段階的な支援を充実させます。	個の実情に合った支援の実施・検証・改善	個の実情に合った支援の実施・検証・改善	個の実情に合った支援の実施・検証・改善				
		180	教育相談	不登校を主訴とする児童生徒・保護者に寄り添い、心理士による教育相談を重ねた支援を行います。心理士による見立てを元に、継続相談の中で「ふれあい学級」や「ほっとステーション」へつなげるなど、社会的自立に向けて支援を行います。	児童生徒課	不登校児童生徒の社会的自立を目標に、児童生徒や保護者へ専門的立場から継続相談による支援を行います。	不登校を主訴とした継続相談及びふれあい学級・ほっとステーションへ繋げるための相談の実施・充実	不登校を主訴とした継続相談及びふれあい学級・ほっとステーションへ繋げるための相談の実施・充実	不登校を主訴とした継続相談及びふれあい学級・ほっとステーションへ繋げるための相談の実施・充実				
		148 再掲	児童館・子ども館	子どもたちが放課後や休日に自由に遊び、多様な体験や交流ができ、乳幼児期から思春期までの子どもの成長を見守り、切れ目のない支援ができる場所を提供します。	子ども居場所課	児童館・子ども館を整備します。	6か所	8か所	9か所				
		156 再掲	中高生の居場所づくり	主に中高生世代の子どもが、一人でも友だち同士でも自由に利用でき、自主的な活動、体験、悩みの相談等を気軽にできる場所を提供します。	子ども居場所課	中高生の居場所を整備します。	5か所	6か所	7か所				
		基本施策6－4 子どもを犯罪被害等から守るための対策や地域の見守りを推進する											
		185	子どもたちのさらなる安全・安心の確保に向けた共同宣言	松戸市内の子どもが犯罪被害にあわず、犯罪に加担しない社会の実現を目指し、警察からの情報発信を広く松戸市民に周知するとともに、松戸市教育委員会、松戸警察署、松戸東警察署がより一層連携し、子どもの健全な育成を行っています。	児童生徒課・松戸警察署・松戸東警察署	市内の子どもが犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、警察からの情報発信を広く市民に周知します。	関係機関とより一層連携し、子どもの健全な育成を行います。	関係機関とより一層連携し、子どもの健全な育成を行います。	関係機関とより一層連携し、子どもの健全な育成を行います。				

第3期松戸市子ども総合計画 重点事業進捗管理表

基本 理念	基本 目標	基本 施策	事業 No.	事業名	事業概要	担当課名	目標項目	現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)	今年度(R0年度)		次年度(R△年度)
											目標に対する成果 (人数・回数・件数・建設数等)	実施内容	実施予定内容 (改善内容)
基本目標7 障害の有無や国籍等にかかわらず、子どもが安心して共に暮らすことができる													
基本施策7-1 障害や発達に特性があることとその家庭への支援を充実させる													
			215	保育所等訪問支援事業	保育所、幼稚園等の集団生活を営む施設に通う障害のある子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。訪問先施設との連携を図っていきます。	健康福祉会館	保育所、幼稚園等の集団生活を営む施設に通う障害のある子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。訪問先施設との連携を図っていきます。	検討の継続実施	40件(年間契約数)	48件(年間契約数)			
			224	施設支援指導事業(巡回相談)	地域の保育所(園)、幼稚園等に通う療育相談を必要としている児童のいる施設職員に対して相談・助言を行います。	健康福祉会館	障害や発達に特性のある児童が通う保育園等の施設職員に対して相談や助言を行います。	事業充実のための検討	320件(年間延べ実施件数)	320件(年間延べ実施件数)			
			230	特別支援学級の補助教員・補助員・支援員、医療的ケア看護職員の配置	特別支援学級に補助教員または補助員を配置できるように努めます。	学習指導課	特別支援学級に補助教員または、補助員を配置できるように努めます。	特別支援学級の増加に伴い、緊急性や必要性を考慮した会計年度任用職員の配置	緊急性や必要性を考慮した会計年度任用職員の配置と特別支援教育全体研修会の実施	緊急性や必要性を考慮した会計年度任用職員の配置と特別支援教育全体研修会の実施による支援内容の理解			
基本施策7-2 医療的ケア児への支援や受入体制を強化する													
			237	保育所における医療的ケア児の受入れ	日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が保育所等の利用を希望する場合に受け入れることができる保育所等の体制を整備し、医療的ケア児及び保護者の地域生活支援の向上を図ります。	保育課	受入施設数を増やします。	6か所	8か所	8か所			
			239	市内小中学校における医療的ケア児の受入れ	学校生活を送る際に医療を要する状態にある児童生徒に対して、医療的ケアを行う看護師を派遣する体制を構築します。	学習指導課	学校生活を送る際に医療を要する状態にある児童生徒に対して、医療的ケアを行う看護師を派遣する体制を構築します。	医療的ケア実施体制を配置型から巡回型へ転換を図ります。	医療的ケア看護師が複数校を巡回する体制の定着に向けたガイドラインの整備	ガイドラインをもとにした医療的ケアの定着と緊急対応を行うための体制整備			
			246	医療的ケア児支援スキルアップ研修	病院から在宅への移行が円滑に行われ、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけることを目的として、家族からの相談を受けるとともに、相談内容に応じて適切なサービスのマネジメントや助言を行えるよう従事者に対し、研修を実施します。	障害福祉課	「医療的ケアを実施する」事業所を増やします。	8.9%	10.3%	11.2%			
基本施策7-3 外国籍や多様な文化的背景をもつ子どもや家庭への支援を充実させる													
			250	日本語通級教室	日本語指導教員と日本語指導補助員が、日本語指導を行います。また、母語ボランティアが授業中そばに付き添って通訳をします。	学習指導課	通級指導教室で編入前の児童生徒を対象に日本語の初期指導を行います。	編入前の児童生徒を対象とした通級指導の運営を開始します。	増加する外国人児童生徒に対応できる通級指導のシステムを構築します。	増加する外国人児童生徒に対し、安定した通級指導を継続します。			